

地域安全まちづくり審議会「第2回企画部会」次第

日時：平成18年7月19日(水) 19:00～
場所：ひょうご女性交流館 501号会議室

1 開会

2 議事

(1) 地域安全まちづくり条例に基づく指針の概要について

(2) 指針骨子案について

(3) 今後のスケジュールについて

3 閉会

《配布資料》

地域安全まちづくり条例に基づく指針の概要について	資料1
子どもの安全を確保するための活動及び措置に関する指針骨子案	資料2
犯罪の防止に配慮した住宅及び住宅団地の構造、設備等に関する指針骨子案	資料3
犯罪の防止に配慮した深夜営業店舗に係る措置に関する指針骨子案	資料4
犯罪の防止に配慮した道路等の構造、設備等に関する指針骨子案	資料5
今後のスケジュールについて(案)	資料6

地域安全まちづくり条例に基づく指針の概要

1 指針の性格

(1) この指針は、地域安全まちづくり条例第 13 条に基づき、子どもの安全を確保するための取組や住宅、深夜営業店舗、道路等の防犯性の向上を図る上での配慮事項等を示したものである。

(2) 各指針は、その対象となる県民や施設の設置管理者等に対して、犯罪の防止を図るための取組に当たって参考となる具体的事例を示し、その自発的な取組を促すのが目的。

(3) 各指針は、防犯上有効と考えられる以下の 4 つの手法を踏まえて策定。

周囲からの見通しの確保（監視性の確保）

周囲からの見通しを確保することによって、犯罪企図者が近づきにくい環境を確保する。

周辺居住者の帰属意識の向上（領域性の強化）

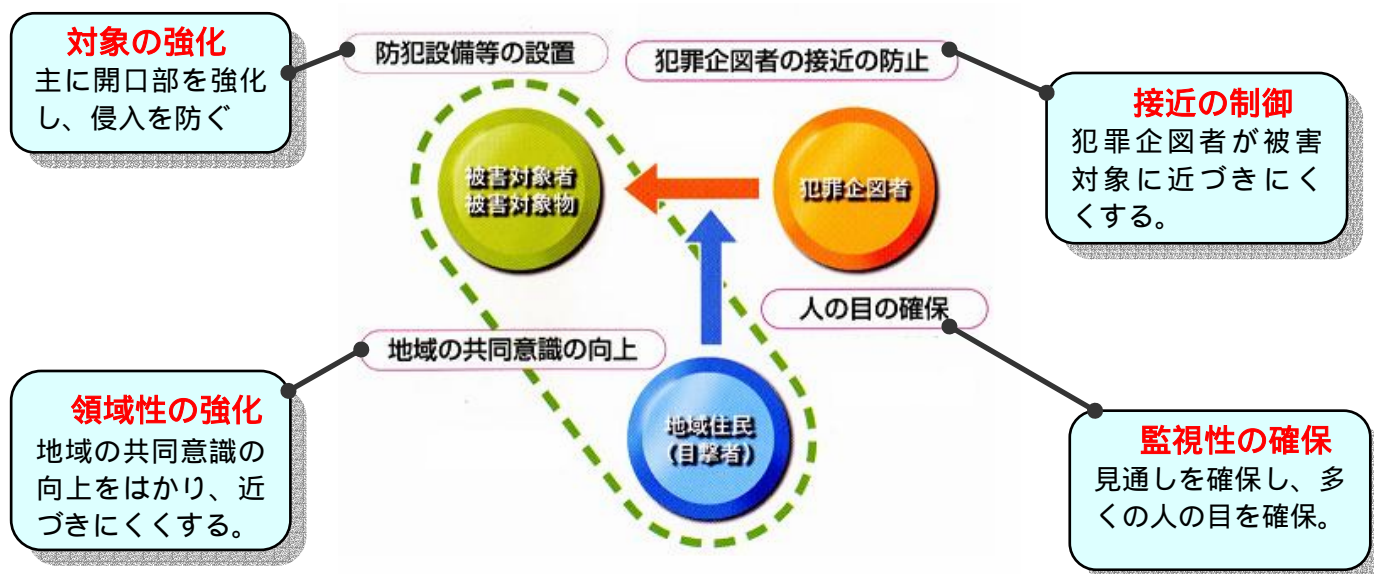
周辺居住者が「わがまち意識」を持つことにより帰属意識を高め、コミュニティの形成、環境の維持管理、防犯活動を活発に行うことにより、犯罪の起こりにくい領域を確保する。

犯罪企図者の接近の防止（接近の制御）

犯罪企図者の侵入経路を制御し、犯罪企図者の犯行を物理的・心理的に断念させることで、犯行の機会を減少させる。

部材や設備等の強化（被害対象の強化・回避）

犯罪被害に遭いにくいように、破壊等が行われにくいものとする。



2 指針の概要

(1) 子どもの安全を確保するための活動及び措置に関する指針

学校の設置者等、子どもの保護者、地縁団体等に対し、子どもの安全確保に当たって配慮すべき事項を示す。

学校や通学路等の場面ごとに、学校の設置者等、子どもの保護者、地縁団体等に期待される活動内容を記載

1 子どもの安全を確保するための活動

(1) 学校等において

施設・設備の点検整備等

学校の設置者等

校門、囲障等の施設や防犯設備の定期的な点検整備等

不審者の侵入防止対策等

学校の設置者等

出入口の限定、門扉施錠、来校者用入口・受付明示、名簿への記入要請等

子どもの保護者、地縁団体等

学校安全ボランティア参加、学校巡視への協力、防犯訓練参加等

(2) 通学路等において

学校の設置者等

通学路等の安全点検や危険箇所の改善、保護者等へのパトロール協力依頼

集団登下校、防犯訓練、緊急避難場所の周知、防犯情報活用等

子どもの保護者

パトロール協力、登下校の送迎、防犯情報活用、子どもの行き先把握等

地縁団体等

パトロール協力、防犯情報活用等

2 危機発生時に子どもの安全を確保するための活動

(1) 学校等において

学校の設置者等

情報収集、警察への通報、保護者への連絡、登下校方法決定、こころのケア等

(2) 通学路等において

学校の設置者等

情報収集、警察への通報、保護者への連絡、登下校方法決定、関係機関との子どもの安全確保に関する情報交換等

子どもの保護者、地縁団体等

情報収集、警察への通報、関係機関との子どもの安全確保に関する情報交換、警察等への巡回協力依頼

3 安全教育の充実

学校の設置者等

防犯訓練、地域の危険箇所周知、子どもへの犯罪対処方法や登下校指導等

子どもの保護者、地縁団体等

地域の危険箇所確認、防犯教室等への参加・協力等

4 子どもの安全を確保するための体制整備

学校の設置者等

教職員による体制整備、緊急時の役割分担、危機管理マニュアルの作成、関係機関との連携体制や不審者情報の迅速な提供方法の確立等

子どもの保護者、地縁団体等

子どもの見守り活動協力、不審者発見時の通報や情報共有、避難場所提供、声かけ運動の推進、防犯訓練への参加、緊急連絡先の確認等

- (2) 犯罪の防止に配慮した住宅及び住宅団地の構造、設備等に関する指針
新築住宅、改修住宅、新規住宅地、既存住宅地が対象
住宅・住宅地の整備事業者や設計者、所有者、管理者、居住者等に対し、企画、計画、設計、整備、維持管理の際に防犯上配慮が必要な事項を示す。

1 共同住宅

共用部分の設計

箇所ごとに、見通し確保・機能強化の観点からの防犯上の留意事項等

〔共用玄関、共用玄関扉、共用出入口の照明設備、管理人室、共用メールコーナー、エレベーターホール、エレベーター、共用廊下・階段、自転車置場、駐車場、通路等〕

専用部分の設計

箇所ごとに、見通し確保・機能強化の観点からの防犯上の留意事項等

(住戸の玄関扉、インターホン、住戸の窓、バルコニー等)

2 一戸建て住宅

一戸建て住宅の設計

箇所ごとに、見通し確保・機能強化の観点からの防犯上の留意事項等

〔住戸の玄関扉、インターホン、住戸の窓、バルコニー、駐車場、庭及び敷地内の空地、塀・柵又は垣、防犯センサ等〕

3 住宅地

住宅地の設計

箇所ごとに、見通し確保・機能強化の観点からの防犯上の留意事項等

(宅地の配置・形状、道路、公園・広場、ゴミ置き場、共同駐車場等)

個々の住宅の防犯性の担保

防犯性能の確保を担保するため、建築協定等締結のすすめ

(内容：塀の高さ制限、植栽の見通し確保、門灯設置、割れにくいガラス使用等)

4 居住者等の防犯意識の醸成及び連携による取組

設置物、設備等の点検及び維持管理

設備の点検、死角となる物の除去等、居住する上での留意事項等

犯罪の防止に配慮したすまい方

センサーライト設置や植栽、清掃等、隣戸や地域における取組等

自主防犯体制の確立による活動等

管理組合等を中心とした自主防犯活動推進、警察署との連携等

(3) 犯罪の防止に配慮した深夜営業店舗に係る措置に関する指針

深夜において物品販売業その他の営業を営む者が、当該営業のために使用する店舗が対象

深夜営業店舗の営業・管理者に対し、当該店舗及びその周辺における防犯上配慮が必要な事項を示す。

1 配慮すべき事項

防犯責任者

各店舗ごとに指定

防犯設備の点検整備、従業員への防犯指導、関係機関との連携等を所掌等

防犯のための設備の設置等

事務室、倉庫等の客の立入禁止場所の施錠

来客感应装置、防犯ベル、防犯カメラ、警備業者への通報装置等の整備

店舗内の整理整頓、通路等の障害物除去、店舗外からの見通し確保に留意等

警戒要領

複数人による勤務体制

不審な客や車両の早期発見、特異な行動を取る者への声かけ等

現金管理

金庫は固定式、容易に持ち運べない構造とし、異常時の通報装置を設置

現金は複数で搬送

その他

警備業者に警備を委託し、深夜巡回を実施

店舗周辺における異常時の警察への通報等の措置

迷惑行為への防止対策

近隣居住者との良好な関係保持等

(4) 犯罪の防止に配慮した道路等の構造、設備等に関する指針

公共の場所として不特定かつ多数の人が利用する道路等（道路、公園、駐車場、駐輪場）が対象

道路等の設置管理者等に対し、企画、計画、設計、整備、維持管理の際に、防犯上配慮が必要な事項を示す。

1 配慮すべき事項

(1) 道路

歩道・車道

柵、植栽、縁石等により、歩車道を分離等

植栽・工作物

道路上の柵、並木、標識、看板等の構造、配置について見通し確保に留意等

照明設備

夜間において人の行動を視認できる程度以上の照度を確保等

(2) 公園

植栽

見通し確保に配慮した樹種選定・配置、剪定や除草の実施等

遊具・ベンチ

周辺から見通すことができない空間を作らないよう遊具等を選定、配置等

トイレ

園路等から近い場所等に配置、各個室への防犯ベル設置等

(3) 駐車場・駐輪場

配置

周囲からの見通しが確保できる場所に配置等

塀、柵又は垣等

容易に侵入できない構造、見通しのきく構造の採用等

照明設備

夜間において人の行動を視認できる程度以上の照度を確保等

標識

防犯に配慮した構造等である旨を掲示、犯罪への注意喚起の標識設置等

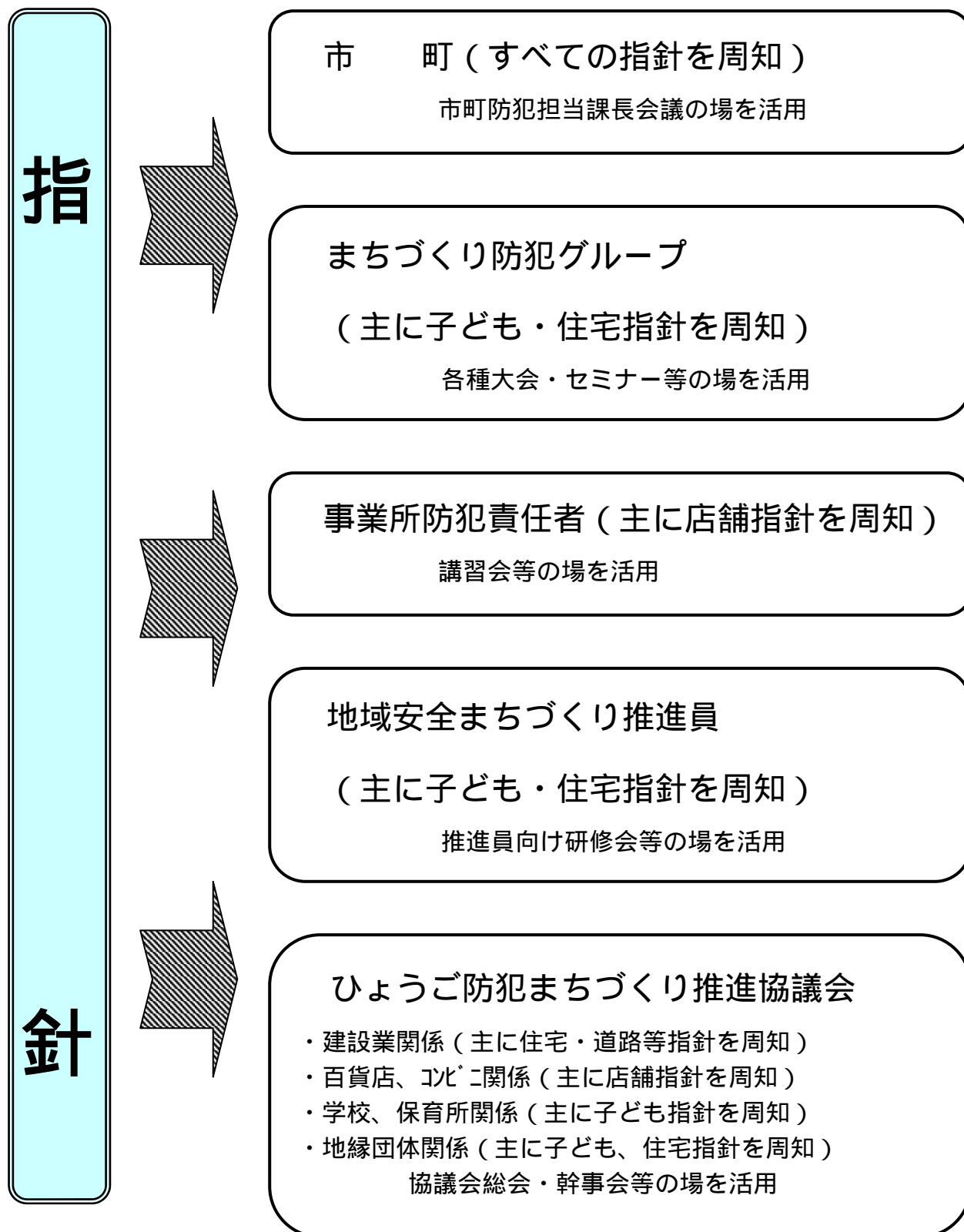
2 地域住民に愛着を持ってもらえる施設づくり

植栽、フラワーポット設置等による環境美化、施設を良好な状態に維持
維持管理上の問題が生じた場合の連絡先を掲示、アドプト制度導入等

3 指針策定後の普及啓発

(1) 指針の趣旨をわかりやすく解説したビジュアル版を作成

(2) 多様なチャンネルを活用し、指針の趣旨を幅広い県民、事業者、地縁団体等へ周知



子どもの安全を確保するための活動及び措置に関する指針骨子案

第 1 通則

1 目的

学校及び児童福祉施設その他子どもの教育等を行う施設（以下「学校等」という。）に加え、通学、通園等の用に供される道路や子どもが日常的に利用する公園、広場等（以下「通学路等」という。）において、子どもの安全確保に当たって配慮が必要な事項を示すことにより、子どもの安全を確保し、ひいては県民が安全、安心に暮らせる地域社会を形成

2 基本的な考え方

- (1) 学校等を設置し、又は管理する者（以下「学校の設置者等」という。）子どもの保護者、地縁団体・ボランティア団体その他の団体（以下「地縁団体等」という。）に対し、子どもの安全確保に当たって配慮が必要な事項を示すもの
- (2) 何らかの義務を負わせ、又は規制を課すものではない。
- (3) 本指針に示す項目の適用については、関係法令等との関係、子どもの発達段階等を踏まえて検討が必要
- (4) 本県は、大都市部から中山間地域にいたる多様な地域特性を有することから、指針の適用に当たっては、地域の実情や特性に応じて、特に必要な事項に重点的に取り組んだり、適宜創意工夫を加える。
- (5) 社会状況の変化、技術の進展等を踏まえ、必要に応じて見直し

第 2 配慮すべき事項

子どもの安全を確保するために、「参画と協働」を基盤として、これまで推進してきた地域に開かれた学校づくりの考え方を踏まえ、学校の設置者等、子どもの保護者、地縁団体等がそれぞれの責任を果たしながら、単なる役割分担ではなく、連携協力し、一体となって次の対策に努力

1 子どもの安全を確保するための活動

子どもへの危害を未然に防ぐため、次のような取組を実施

【学校等において】

(1) 施設・設備の点検整備等

不審者の侵入を防止するとともに、万一不審者が侵入した場合の子どもへの危害を未然に防ぐため、施設・設備を定期的・計画的に点検整備等

学校の設置者等

ア 校門、囲障、外灯、校舎の窓、校舎の出入口等

- イ 死角の原因となる障害物及び避難の妨げとなる障害物等の撤去移動
- ウ 警報装置、「県警ホットライン」等の非常通報装置、校内緊急通報システム等の防犯設備

(2) 不審者の侵入防止対策等

不審者の侵入を防止し、子どもへの危害を未然に防ぐため、学校の設置者等は次のような対策に努めるほか、子どもの保護者、地縁団体等も協力

学校の設置者等

- ア 出入口の限定
- イ 門扉の施錠等の適切な管理
- ウ 許可なく立ち入りを禁止する旨の立札、看板等の設置
- エ 来校者用の入口、受付、経路等の明示
- オ 来校者に対する名簿の記入及び来校証の着用の要請
- カ 来校者への声掛けの励行
- キ 不審者の侵入を防ぐための防犯設備及び防犯器具の設置・充実
- ク 不審者の侵入防止及び死角の排除等を目的とした教室、職員室等の配置等の配慮
- ケ 子どもを迎えに来る保護者等についての把握と確認
- コ プライバシーに配慮した防犯カメラの適正な運用
- サ 子どもの保護者、地縁団体等への子どもの見守り要請
- シ 警察署への巡回要請

子どもの保護者、地縁団体等

- ア 学校等が募集する学校安全ボランティア等への参加
- イ 学校安全ボランティア等としての学校等の巡視への協力
- ウ 学校等で行う防犯訓練、防犯に関する研修会への参加
- エ オープンスクールや地域と学校とが連携した行事への参加

【通学路等において】

学校の設置者等

- ア 通学路等の安全点検
- イ 登下校時における巡回パトロールや見守り活動
- ウ 集団登下校や保護者等の同伴による、子どもが極力一人にならないよう登下校の指導
- エ 子どもが路上等で犯罪被害に遭わないための対処方法及び犯罪被害に遭う危険性が生じた場合の対処方法を指導するための防犯訓練の実施
- オ 地域安全マップの作成等による、地域の危険・要注意箇所の周知及び「子どもを守る110番の家」等の緊急避難場所の周知・拡大
- カ 警察署、行政、関係機関・団体、交通事業者等との情報連絡網の整備及び「ひょうご防犯ネット」等による防犯情報の活用

キ 路線バス等を登下校時にスクールバスとして活用する方策の検討

子どもの保護者

- ア 通学路等の安全点検
- イ 登下校時における巡回パトロールや見守り活動
- ウ 登下校や集団登下校の集合場所への送迎等の協力
- エ 地域安全マップの作成等による、地域の危険・要注意箇所及び「子どもを守る110番の家」等の周知
- オ 不審者を発見した場合には警察や学校等への通報とともに、「ひょうご防犯ネット」等による防犯情報の活用
- カ 子どもへの防災ブザー等の防犯用具の携行と使用方法の確認
- キ 子どもが外出時に行き先を報告することを習慣化
- ク 子どもとともにチェックリストを作成し防犯対策のチェック

地縁団体等

- ア 通学路等の安全点検
- イ 登下校時における巡回パトロールや見守り活動
- ウ 地域安全マップの作成等による、地域の危険・要注意箇所及び「子どもを守る110番の家」等の周知
- エ 不審者を発見した場合には警察や学校等へ通報するとともに、「ひょうご防犯ネット」等による防犯情報の活用

2 危機発生時に子どもの安全を確保するための活動

危機発生時には、「学校危機管理ガイドライン」等を活用した不審者に関する「危機管理マニュアル」に基づき行動するとともに警察、消防等の関係機関と連携し、次の対策を実施。

(1) 学校等において

学校の設置者等

- ア 近隣で子どもに危険が及ぶ事案が発生した場合の情報収集、通報、子どもの保護者への連絡、警察等へのパトロールの要請、登下校の方法の決定
- イ 緊急時における不審者に対する監視、侵入阻止及び排除、子どもへの注意喚起及び避難誘導並びに「県警ホットライン」等による警察への通報
- ウ カウンセラー、専門機関との連携による心のケアについての支援

(2) 通学路等において

学校の設置者等

- ア 近隣で子どもに危険が及ぶ事案が発生した場合の情報収集、通報、子どもの保護者への連絡、警察等へのパトロールの要請、登下校の方法の決定
- イ 警察署、消防署、医療機関、交通事業者等との連携による子どもの安全確保に関する情報交換

子どもの保護者、地縁団体等

- ア 近隣で子どもに危険が及ぶ恐れのある事案が発生した場合の情報収集、通報、学校等への連絡、警察等へのパトロールの要請
- イ 巡回等、子どもの安全確保についての警察署、消防署等への協力依頼
- ウ 警察署、消防署、医療機関等との連携による子どもの安全確保に関する情報交換

3 安全教育の充実

子どもが犯罪から自身を守るための危険予測及び危険回避の知識の習得及び実践的能力の育成のため、次に掲げる活動を実施

学校の設置者等

学級活動、学校行事等の機会を活用して計画的に学習機会を設けるとともに、警察と連携して防犯教室を実施

- ア 不審者の侵入時における対処方法について習熟するための防犯訓練の実施
- イ 地域安全マップの作成等による、地域の危険・要注意箇所及び「子どもを守る110番の家」等の周知
- ウ 子どもが路上等で犯罪被害に遭わないための対処方法及び犯罪被害に遭う危険性が生じた場合の対処方法の指導
- エ 極力一人にしないという観点からの登下校の指導
- オ インターネット等を介したトラブルに巻き込まれないための情報モラルに関する指導

子どもの保護者、地縁団体等

子どもの保護者、地縁団体等は学校等が行う学習活動に協力するとともに、家庭・地域において、子どもが犯罪から自身を守るための知恵を教授

- ア 子どもと地域安全マップを作成等により、地域の危険・要注意箇所や「子どもを守る110番の家」等を確認
- イ 子どもが路上等で犯罪被害に遭わないための対処方法及び犯罪被害に遭う危険性が生じた場合の対処方法の講習会を企画
- ウ 学校等が実施する防犯教室等への参加・協力
- エ インターネット等を介したトラブルに巻き込まれないための注意喚起

4 子どもの安全を確保するための体制整備

学校等の近隣において子どもに危害が及ぶ恐れのある事案が発生した場合及び不審者が学校等に侵入しようとし又は侵入した場合に備えて、学校の設置者等は、警察等関係機関との連携を密にするとともに、学校の設置者等、子どもの保護者、地縁団体等が相互に連携して次のような方策を検討し、学校等や地域の実情に応じた必要な対策を実施

学校の設置者等

- ア 「学校安全委員会」等を設置するなど教職員による安全確保体制の整備、緊急

時の役割分担

- イ 「学校危機管理ガイドライン」等を活用した不審者に関する「危機管理マニュアル」の作成、教職員への周知及び見直し
- ウ 近隣の学校、警察署、消防署、行政その他関係機関相互の連携体制の確立
- エ 不審者情報の迅速な提供方法の確立
- オ 不審者が学校等に侵入しようとし又は侵入した場合等の緊急時における不審者に対する監視、侵入阻止及び排除体制、子どもへの注意喚起及び避難誘導の方法並びに警察への通報体制の確立
- カ 警察署、消防署、医療機関、交通事業者等との連携による子どもの安全確保に関する情報交換
- キ 警察署、消防署等の協力による教職員等を対象とした防犯訓練、応急手当等の訓練の実施
- ク 学校等、警察署、消防署、行政、関係機関・団体、交通事業者等における情報連絡網の整備
- ケ 校外教育活動及び休日等における安全確保
 - a 遠足等の校外教育活動及び始業前、放課後、部活動の行われる休日における防犯体制の整備
 - b 遠足等の校外教育活動及び休日等の緊急連絡体制の整備
- コ カウンセラー、専門機関との連携による心のケアの支援体制の確立

子どもの保護者、地縁団体等

- ア 学校の設置者等と連携をとり、子どもの見守り活動への協力
- イ 不審者を発見した場合の警察や学校等への通報と、「ひょうご防犯ネット」等による防犯情報の共有
- ウ 「子どもを守る110番の家」等避難場所の提供
- エ 事件・事故に関する学校等への要望・意見の提示集約
- オ 声かけ運動等の推進
- カ 近隣で子どもに危険が及ぶ恐れのある事案が発生した場合の情報収集、通報、学校等への連絡、警察等へのパトロールの要請
- キ 学校内外の巡回等、子どもの安全確保についての警察署、消防署等への協力依頼
- ク 警察署、消防署、医療機関等との連携による子どもの安全確保に関する情報交換
- ケ 警察署、消防署等の協力による防犯訓練、応急手当等の訓練の参加
- コ 学校等、保護者間、警察署、行政、関係機関・団体、交通事業者等との情報連絡網の整備、確認
- サ 家庭内での緊急連絡先の確認

犯罪の防止に配慮した住宅及び住宅団地の構造、設備等に関する指針骨子案

第 1 通則

1 目的

住宅の新築（建替を含む。以下同じ。）既存の住宅の改修、新たな住宅地（2以上の宅地ならびに道路及び公園又は広場が配置された一定の区域をいう。）の構造、設備等について、防犯上配慮が必要な事項を示すことにより、県民が安全、安心に暮らせる地域社会を形成

2 基本的な考え方

- (1) 新築される住宅、改修される既存の住宅、新たに整備される住宅地及び既存の住宅地が対象
- (2) 住宅・住宅地の整備事業者や設計者、所有者、管理者、居住者等に対し、企画、計画、設計、整備及び維持管理の際に、防犯上配慮が必要な事項を示すもの
- (3) 何らかの義務を負わせ、又は規制を課すものではない。
- (4) 本指針に示す項目の適用については、関係法令等との関係、計画上の制約、管理体制の整備状況等を踏まえて検討が必要
- (5) 本県は、大都市部から中山間地域にいたる多様な地域特性を有することから、指針の適用に当たっては、地域の実情や特性に応じて、特に必要な事項に重点的に取り組んだり、適宜創意工夫を加える。
- (6) 社会状況の変化、技術の進展等を踏まえ、必要に応じて見直し

第 2 防犯性の向上のあり方

1 企画・計画・設計上の留意点

- (1) 防犯性は、住宅・住宅地の安全性を確保する上で重要な要素である。特に最近は、犯罪の増加や居住者の関心の高まり等からその重要性が高まっており、住宅・住宅地の企画・計画・設計に当たっては、防犯性向上への十分な配慮が必要
- (2) 防犯性向上に当たっては、居住者の防犯意識の向上とともに、住宅・住宅地に必要な他の性能や経済性等とのバランスに配慮しながら、建築上の対応や設備の活用等により、効率的で効果的な対策となるように企画・計画・設計が必要
- (3) 防犯性向上に当たっては、各棟単独の対策だけでなく、隣棟、隣地との関係への十分な配慮が重要であり、当該住宅・住宅地の居住者及び周辺住民による防犯活動への取組み、警察との連携等につなげることに留意した企画・計画・設計が必要

2 防犯に配慮した企画・計画・設計の基本原則

住宅・住宅地の周辺地域の状況、居住者の属性、管理体制、時間帯による状況の変化等に応じて、次の4つの基本原則から住宅・住宅地の防犯性の向上のあり方を検討し、企画・計画・設計を実施

(1) 周囲からの見通しを確保（監視性の確保）

敷地内の屋外各部及び住棟内の共用部分等は、周囲からの見通しが確保されるように、敷地内の配置計画、動線計画、住棟計画、各部位の設計等を工夫するとともに、必要に応じて防犯カメラの設置等の措置を講じる。

(2) 居住者の帰属意識の向上、コミュニティ形成の促進を図る（領域性の強化）

住宅・住宅地に対する居住者の帰属意識が高まるよう、共同住宅の住棟の形態や意匠、共用部分の管理方法、住宅地内の道路・公園の意匠、管理方法等を工夫
共同住宅の共用部分や住宅地の公園、広場等の利用機会が増え、コミュニティ形成が促進されるよう、共同住宅の敷地内の配置計画、動線計画、住棟計画、共用部分の維持管理計画及び利用計画、住宅地内の宅地、道路及び公園の配置計画等を工夫

(3) 犯罪企図者の動きを限定し、接近を妨げる（接近の制御）

住宅の庭、玄関扉、窓、バルコニー等は、犯罪企図者が接近しにくいよう、敷地内の配置計画、動線計画、住棟計画、各部位の設計、住宅地内の宅地、道路及び公園等の配置計画を工夫するとともに、必要に応じてオートロックシステムや防犯ベル・防犯カメラの導入等の措置を講じる。

(4) 部材や設備等を破壊されにくいものとする（被害対象の強化・回避）

住宅の玄関扉、窓等は、侵入盗等の被害に遭いにくいように、破壊等が行われにくい構造等とするとともに、必要に応じて補助錠や面格子の設置等の措置を講じる。

3 防犯性の向上のための意識と活動

(1) 防犯性の向上に当たっては、設計者、事業者、所有者又は管理者は、当該住宅・住宅地の居住者の防犯意識の向上及び防犯活動の取組みの促進等につなげることに留意した企画・計画・設計が必要

(2) 防犯性の向上に当たっては、管理者及び居住者は、防犯意識の向上及びそれに伴う、設置物、設備等の維持管理、犯罪の防止に配慮した住まい方及び自主防犯体制の確立による活動等の防犯活動への取組みが重要

(3) 防犯性能の維持に当たっては、事業者、所有者又は管理者及び居住者は、住宅・住宅地の居住者特性や立地特性の時間的变化等に応じた対応ができているかどうか、随時確認し、必要に応じた対応が重要

第3 共同住宅

1 住宅建設の計画

(1) 計画・設計の進め方

防犯性の向上に配慮した計画の検討

計画敷地の規模及び形状、周辺地域の状況等を把握し、基本原則（第2の2に掲げるものとする。以下同じ。）を踏まえた上で、計画建物の入居者属性、管理体制等を勘案しつつ、敷地内の配置計画、動線計画、住棟計画、住戸計画等を検討

総合的な設計の実施

防犯性の向上に当たっては、居住性等の住宅に必要な他の性能とのバランス、費用対効果等を総合的に判断した上で設計を実施

隣棟・隣地との関係

防犯性の向上に当たっては、場合によっては隣地の所有者又は管理者と共同した対策をとる等、隣棟・隣地との関係性に配慮して設計

(2) 敷地内の配置計画・動線計画

敷地内の配置計画

計画敷地の規模及び形状、周辺地域との係わり方、計画建物の規模及び形状、管理体制等を踏まえて、監視性の確保、領域性の強化、接近の制御等及び防犯性の向上方策を検討

敷地内の動線計画

計画敷地の規模及び形状、周辺地域との係わり方、住棟の配置形式、管理体制、夜間等の時間帯による状況の変化等を踏まえて、監視性の確保、接近の制御等及び防犯性の向上方策を検討

2 共用部分の設計

(1) 共用出入口

共用玄関

ア 道路及びこれに準ずる通路（以下「道路等」という。）からの見通しが確保された位置に配置

イ 道路等からの見通しが確保されない場合には、防犯カメラの設置等の見通しを補完する対策を実施

ウ 各住戸との通話機能を有するインターホン及びオートロックシステムの導入が望ましい。

共用玄関扉

共用玄関には、玄関扉を設置。玄関扉は、扉の内外を相互に見通せる構造（以下「内外を見通せる構造」という。）とする。

共用玄関以外の共用出入口

ア 道路等からの見通しが確保された位置に設置

イ 道路等からの見通しが確保されない場合には、防犯カメラの設置等の見通しを補完する対策を実施。

ウ オートロックシステムを導入する場合には、自動施錠機能付き扉を設置

共用出入口の照明設備

- ア 共用玄関の照明設備は、その内側の床面においては概ね50ルクス以上、その外側の床面においては、極端な明暗が生じないように配慮しつつ、概ね20ルクス以上の平均水平面照度をそれぞれ確保
- イ 共用玄関以外の共用出入口の照明設備は、床面において概ね20ルクス以上の平均水平面照度を確保

(2) 管理人室

共用玄関、共用メールコーナー（宅配ボックスを含む。以下同じ。）及びエレベーターホールを見通せる構造とし、又はこれらに近接した位置に配置

(3) 共用メールコーナー

配置

- ア 共用玄関、エレベーターホール又は管理人室等からの見通しが確保された位置に配置
 - イ 見通しが確保されない場合には、防犯カメラの設置等の見通しを補完する対策を実施
- 照明設備
床面において概ね50ルクス以上の平均水平面照度を確保
- 郵便受箱
施錠可能なものとする。また、オートロックシステムを導入する場合には、壁貫通型等が望ましい。

(4) エレベーターホール

配置

- ア 共用玄関の存する階のエレベーターホールは、共用玄関又は管理人室等からの見通しが確保された位置に配置
 - イ 見通しが確保されていない場合には、防犯カメラの設置等の見通しを補完する対策を実施
- 照明設備
- ア 共用玄関の存する階のエレベーターホールの照明設備は、床面において概ね50ルクス以上の平均水平面照度を確保
 - イ その他の階のエレベーターホールの照明設備は、床面において概ね20ルクス以上の平均水平面照度を確保

(5) エレベーター

防犯カメラ

- ア かが内には、防犯カメラ等の設備を設置
- イ 防犯カメラを設置する場合には、エレベーターホールにかが内の状況を移すモニター設置が望ましい。

連絡及び警報装置

非常時において押しボタン、インターホン等によりかご内から外部に連絡又は吹鳴する装置を設置

扉

エレベーターのかご及び昇降路の出入口の扉は、エレベーターホールからかご内を見通せる構造の窓を設置

照明設備

床面において概ね50ルクス以上の平均水平面照度を確保

(6) 共用廊下・共用階段

構造等

ア それぞれの各部分、エレベーターホール等からの見通しが確保され、死角を有しない配置、構造とする。

イ 各住戸のバルコニー等に近接する部分については、当該バルコニー等に侵入しにくい構造とする。

ウ 共用階段のうち、屋外に設置されるものは、住棟外部から見通しが確保されたものが望ましく、屋内に設置されるものは、各階において階段室が共用廊下等に常時開放されたものが望ましい。

エ 避難のみに使用する屋外階段の地上へ通じる出入口扉には、自動施錠機能付きの錠を設置

照明設備

極端な明暗が生じないように配慮しつつ、床面において概ね20ルクス以上の平均水平面照度を確保

(7) 自転車置場・オートバイ置場

配置

ア 道路等、共用玄関、居室の窓又は近隣の住棟等からの見通しが確保された位置に配置

イ 屋内に設置する場合には、構造上支障のない範囲において、周囲に外部から自転車置場等の内部を見通すことが可能となる開口部を確保

ウ 地下階等構造上周囲からの見通しが困難な場合には、防犯カメラの設置等の見通しを補完する対策を実施

盗難防止措置

チェーン用バーラック、サイクルラックの設置等、自転車又はオートバイの盗難防止に有効な措置を講じる。

照明設備

極端な明暗が生じないように配慮しつつ、床面において概ね3ルクス以上の平均水平面照度を確保

(8) 駐車場

配置

ア 道路等、共用玄関、居室の窓又は近隣の住棟等からの見通しが確保された位置に配置

イ 屋内に設置する場合には、構造上支障のない範囲において、周囲に開口部を確保

ウ 地下階等構造上周囲からの見通しの確保が困難な場合には、防犯カメラの設置等の見通しを補完する対策を実施

照明設備

極端な明暗が生じないように配慮しつつ、床面において概ね3ルクス以上の平均水平面照度を確保

(9) 通路

配置

ア 道路等、共用玄関、居室の窓又は近隣の住棟等からの見通しが確保された位置に配置

イ 周辺環境、夜間等の時間帯による利用状況及び管理体制等を踏まえて、道路等、共用玄関、屋外駐車場等を結ぶ特定の通路に動線が集中するように配置

照明設備

極端な明暗が生じないように配慮しつつ、路面において概ね3ルクス以上の平均水平面照度を確保

(10) 児童遊園、広場又は緑地等

配置

道路等、共用玄関居室の窓又は近隣の住棟等からの見通しが確保された位置に配置

照明設備

極端な明暗が生じないように配慮しつつ、地面において概ね3ルクス以上の平均水平面照度を確保

塀、柵又は垣等

ア 敷地の周囲等には塀、柵又は垣等の設置が望ましい。

イ 周囲からの死角の原因及び住戸の窓等への侵入の足場とならない位置、構造、高さ等とする。

(11) 防犯カメラ

設置

ア 防犯カメラを設置する場合には、有効な監視体制のあり方を併せて検討

イ 防犯カメラの映像を録画する記録装置の設置が望ましい。

配置

見通しの補完、犯意の抑制等の観点から有効な位置、台数等を検討し、適切に配置

照明設備

防犯カメラを設置する部分の照明設備は、照度の確保に関する規定のある各項

目に掲げるもののほか、当該防犯カメラが有効に機能するため必要となる照度を確保

(12) その他

屋上

ア 出入口等に扉を設置

イ 屋上を居住者等に常時開放する場合を除き、扉は、施錠可能とする。

ウ 屋上がバルコニー等に接近する場所となる場合には、避難上支障のない範囲において、面格子又は柵の設置等バルコニー等への侵入防止に有効な措置を講じる。

ゴミ置場

ア 道路等からの見通しが確保された位置に配置

イ 住棟と別棟とする場合は、住棟等への延焼のおそれのない位置に配置

ウ 他の部分と塀、施錠可能な扉等で区画されたものとするとともに、照明設備の設置が望ましい。

集会所等

集会所等の共同施設は、周囲からの見通しが確保されたものとするとともに、その利用機会が増えるよう、設計、管理体制等を工夫

配管、雨樋、外壁等

上階への足掛かりになりにくいものとする。

3 専用部分の設計

(1) 住戸の玄関扉等

配置

廊下、階段等からの見通しが確保された位置に配置

材質・構造

ア 防犯建物部品等（ 1 ）の扉（枠を含む。以下同じ。）及び錠を設置

イ 住宅の改修の場合で、やむを得ず防犯建物部品等が設置できない場合は、玄関扉（枠を含む）は、その材質をスチール製等の破壊が困難なものとし、デッドボルト（かんぬき）が外部から見えない構造のものとする等、こじ開け防止に有効な構造とする。

ウ 錠は、ピッキング、カム送り開錠、サムターン回し等による不正な開錠を困難にする措置を講じる。また、主錠の他に、補助錠の設置が望ましい。

ドアスコープ・ドアチェーン等

ア 外部の様子を見通すことが可能なドアスコープ等を設置

イ 錠の機能を補完するドアチェーン等を設置

郵便受け

内側に受け箱を取り付ける等により、外部から手を入れたり、針金等を差し込む等の方法によるサムターン回し等による開錠を困難とする措置をとる。

明かり取り

明かり取りにガラスを設ける場合には、破壊が困難なガラス等を使用し、万一

ガラスを破壊されても手を差し込むことができない構造とする。

勝手口

ア 廊下等からの見通しが確保された位置に配置

イ 玄関扉と比較して防犯性能が劣ることのない主錠を設置するとともに補助錠の設置が望ましい。

(2) インターホン

住戸玄関外側との通話等

ア 住戸内には、住戸玄関の外側との間で通話が可能な機能等を有するインターホン又はドアホンを設置

イ 住戸玄関の外側を写し出せる機能を有することが望ましい。

管理人室との通話等

ア 管理人室が置かれている場合は、管理人室との通話機能を有するものとする。

イ オートロックシステムを導入する場合は、共用玄関扉の電気錠と連動し、共用玄関の外側との間の通話機能を有するものとする。

ウ インターホンには、管理人室等に非常時であることを知らせる非常押しボタンを設置

(3) 住戸の窓

共用廊下に面する住戸の窓等

共用廊下に面する住戸の窓（侵入のおそれのない小窓を除く。以下同じ。）及び接地階に存する住戸の窓のうちバルコニー等に面するもの以外のものは、防犯建物部品等のサッシ及びガラス（防犯建物部品等のウィンドフィルムを貼付したものを含む。以下同じ。）面格子その他の建具を設置

バルコニー等に面する窓

ア バルコニー等に面する住戸の窓のうち侵入が想定される階に存するものは、防犯建物部品等のサッシ及びガラスその他の建具を設置

イ 住宅の改修の場合で、やむを得ず防犯建物部品等が設置できない場合は、サッシへの錠付きクレセント、補助錠の設置等住戸内への侵入防止に有効な措置を講ずる。

(4) バルコニー

配置

ア 縦樋、階段の手摺り等を利用した侵入が困難な位置に配置

イ やむを得ず縦樋又は階段の手摺り等がバルコニーに接近する場合には、面格子の設置等バルコニーへの侵入防止に有効な措置を講じる。

手摺り等

プライバシーの確保、転落防止及び構造上支障のない範囲において、周囲の道路等、共用廊下、居室の窓等からの見通しが確保された構造とする。

接地階のバルコニー

ア 外側等の住戸周りは、住戸のプライバシーの確保に配慮しつつ、周囲からの

見通し確保が望ましい。

イ 専用庭を配置する場合は、その周囲に設置する柵又は垣は、侵入の防止に有効な構造とする。

第4 一戸建て住宅

1 住宅建設の計画

(1) 計画・設計の進め方

防犯性の向上に配慮した計画の検討

計画敷地の規模及び形状、周辺地域の状況等を把握し、基本原則を踏まえた上で、敷地内の配置計画、動線計画を検討

総合的な設計の実施

防犯性の向上に当たっては、居住性等の住宅に必要な他の性能とのバランス、費用対効果等を総合的に判断した上で設計を実施

隣棟・隣地との関係

防犯性の向上に当たっては、場合によっては隣地の所有者又は管理者と共同した対策をとる等、隣棟・隣地との関係性に配慮して設計

(2) 敷地内の配置計画・動線計画

敷地内の配置計画

計画敷地の規模及び形状、周辺地域との係わり方、計画建物の規模及び形状を踏まえて、監視性の確保、領域性の強化、接近の制御等及び防犯性の向上方策を検討

敷地内の動線計画

計画敷地の規模及び形状、周辺地域との係わり方、夜間等の時間帯による状況の変化等を踏まえて、監視性の確保、接近の制御等及び防犯性の向上方策を検討

2 一戸建て住宅の設計

(1) 住戸の玄関扉

配置

ア 道路からの見通しが確保された位置に配置

イ 見通しが確保されない場合には、門扉の設置等により玄関付近の侵入防止に有効な措置を講じる。

材質・構造

ア 防犯建物部品等の扉（枠を含む。以下同じ。）及び錠を設置

イ 住宅の改修の場合で、やむを得ず防犯建物部品等が設置できない場合は、玄関扉（枠を含む）は、その材質をスチール製等の破壊が困難なものとし、デッドボルト（かんぬき）が外部から見えない構造のものとする等、こじ開け防止に有効な構造とする。

ウ 錠は、ピッキング、カム送り開錠、サムターン回し等による不正な開錠を困難にする措置を講じる。また、主錠の他に、補助錠の設置が望ましい。

ドアスコープ・ドアチェーン等

ア 外部の様子を見通すことが可能なドアスコープ等を設置

イ 錠の機能を補完するドアチェーン等を設置

郵便受け

内側に受け箱を取り付ける等により、外部から手を入れたり、針金等を差し込む等の方法によるサムターン回し等による開錠を困難とする措置をとる。

明かり取り

明かり取りにガラスを設ける場合には、破壊が困難なガラス等を使用し、万一ガラスを破壊されても手を差し込むことができない構造とする。

勝手口

ア 道路等からの見通しが確保された位置に配置

イ 玄関扉と比較して防犯性能が劣ることのない主錠を設置するとともに補助錠の設置が望ましい。

(2) インターホン

住戸内には、住戸玄関の外側との間で通話が可能な機能等を有するインターホン又はドアホンを設置

住戸玄関の外側を写し出せる機能を有することが望ましい。

(3) 住戸の窓

位置

ア 侵入が容易な位置にある窓は、道路からの見通し確保が望ましい。

イ 見通しが確保されない場合には、門扉の設置等により当該窓付近への侵入防止に有効な措置を講ずるのが望ましい。

錠

侵入が容易な位置にある居室の窓は、錠付きクレセント、補助錠の設置等侵入防止に有効な措置を講じる。

構造

ア 侵入が容易な位置にある居室の窓は、破壊が困難なガラスを使用するほか、防犯性の高い雨戸又は窓シャッター等の設置が望ましい。

イ 侵入が容易な位置にある居室以外の窓は、面格子の設置等侵入防止に有効な措置を講じる。

(4) バルコニー

配置

ア 縦樋、階段の手摺り等を利用した侵入が困難な位置に配置

イ やむを得ず縦樋又は階段の手摺り等がバルコニーに接近する場合には、面格子の設置等バルコニーへの侵入防止に有効な措置を講じる。

手摺り等

プライバシーの確保、転落防止及び構造上支障のない範囲において、周囲の道路、居室の窓等からの見通しが確保された構造とする。

- (5) 駐車場
配置
ア 道路等、玄関、居室の窓又は近隣の住棟等からの見通しが確保された位置に配置
イ 屋根を設ける場合は、住戸の窓等への侵入の足場にならない位置及び構造とする。
照明設備
人の動きを検知して点灯するセンサーライト等の照明設備設置が望ましい。
- (6) 庭及び敷地内の空地
配置
ア 周囲からの見通しが確保された配置及び構造とする。
イ やむを得ず見通しが確保できない場合には、地面を砂利敷きにする等の措置が望ましい。
照明設備
人の動きを検知して点灯するセンサーライト等の照明設備設置が望ましい。
植栽
死角を作らないように配置し、下枝の剪定等の見通し確保の措置をとる。
- (7) 塀、柵又は垣等
敷地の周囲等には塀、柵又は垣等を設置
周囲からの死角の原因及び住戸の窓等への侵入の足場とならない位置、構造、高さ等とする。
- (8) 防犯センサ等
周囲の状況等から侵入防止に有効な位置、種類等を検討し適切に設置
必要に応じ、外部の警備会社等に通報可能なセキュリティシステムの採用を検討することが望ましい。
- (9) その他
門扉を設置する場合は、施錠可能な構造とし、夜間での見通し確保のため屋外照明の設置が望ましい。
配管、雨樋、外壁等は、上階への足掛かりになりにくいものとする。

第5 住宅地

1 住宅地整備の計画

(1) 計画・設計の進め方

防犯性の向上に配慮した計画の検討

計画地の規模及び形状、周辺地域の状況等を把握し、基本原則を踏まえた上で、計画地内の土地利用計画を検討

総合的な設計の実施

防犯性の向上に当たっては、居住性等の住宅に必要な他の性能とのバランス、費用対効果等を総合的に判断した上で設計を実施

(2) 住宅地の全体計画

道路や公園、住宅地内の各住棟の色調を統一する等、デザインによるイメージを向上

防災、避難動線等に配慮しつつ、できる限り通過交通を排除

住宅地の規模に応じて、警備員が当該住宅地内又は当該住宅地付近に常駐し、定期的に巡回するシステムの導入を検討。その場合、第4の2(8)のセキュリティシステムとの連動が望ましい。

2 住宅地の設計

(1) 宅地の配置及び形状

配置

道路を挟んで向かい合わせに宅地を配置する等により、宅地の周辺からの見通しを確保

形状

道路からの見通しを確保するため、旗竿型等の形状を避け、整形な形状の宅地とするのが望ましい。

(2) 道路

構造

ア 道路の構造を勘案し、ガードレール、歩道柵、植栽等により、歩道と車道の分離が望ましい。

イ 植栽や工作物等により見通しが阻害される場合は、見通しを確保するための措置をとる。

ウ 区域によって舗装の仕上げを変化させるなど、地域の一体性を演出するような配慮が望ましい。

照明

ア 防犯灯(2)、道路照明等により、道路面において概ね3ルクス以上の平均水平面照度を確保

イ 防犯灯等は住宅敷地への侵入の足場になりにくいものとする。

防犯ベル、防犯カメラ等

ア 犯罪発生の危険性の高い道路においては、防犯ベル、防犯カメラ等の設置が望ましい。

イ 防犯カメラの運用は、第3の2(11)を準用

(3) 公園・広場

配置

ア 住宅地内には公園もしくはそれにかわる広場(以下、公園等とする。)を配置

- イ 公園等は可能な限り、住宅地の中央部に配置する等により、周辺からの見通しを確保
構造等
- ア 境界部には近づきにくい植栽を配置したり、乗り越えにくい柵を巡らす等、侵入・逃走対策に留意
- イ 公園内部への一般車両の進入を制限するために、車止め等を設置
- ウ 植栽については、周囲の道路、住居等から園路の見通しを確保できるよう配置
- エ 遊戯施設等の公園施設等を適切に配置する等により、園路や周囲の道路、住居等からの見通しを確保
- オ 防犯灯等により、地面において概ね3ルクス以上の平均水平面照度を確保
トイレ
- ア 園路及び道路から近い場所等、見通しが確保された場所に配置
- イ 夜間にも利用可能な便所については、建物の入口及び内部の床面において、概ね50ルクス以上の平均水平面照度を確保
- ウ 個室内で非常事態が発生した場合に備え、個室内に防犯ベル等を設置
その他
当該公園の周辺に、交番・駐在所、「子ども110番の家」若しくは防犯連絡所等緊急時に子ども等を保護する民間ボランティアの活動拠点又は防犯ベルを設置

(4) ゴミ置き場

- 道路等からの見通しが確保された位置及び住宅等への延焼のおそれのない位置に配置
- 他の部分と塀、施錠可能な扉等で区画されたものとともに、照明設備の設置が望ましい。

(5) 共同駐車場

- 周囲からの見通しが確保された位置に配置
- 人の動きを検知して点灯するセンサーライト等の照明設備の設置が望ましい。

3 個々の住宅の防犯性の担保

- 住宅地内に建設される住宅について、塀の高さの制限、植栽の見通し確保、門灯の設置及び割れにくいガラスの使用等の防犯性能の確保を担保するため、建築協定や地区計画、その他実効性のある協定の締結が望ましい。

第6 居住者等の防犯意識の醸成及び連携による取組

1 設置物、設備等の点検及び維持管理

(1) 防犯設備の点検整備

- オートロックシステム、インターホン、防犯カメラ（モニター、録画装置等を含む。）防犯灯等の防犯設備について、適正に作動しているかを定期的に点検整備

(2) 死角となるものの除去

共同住宅の共用廊下、共用玄関等や住宅の敷地内に物置、ロッカー等死角となるものを置いている場合は、これらのものを除去または移動し、見通しを確保

(3) 植栽の樹種の選定及び位置

植栽は、周囲からの見通しを妨げ、又は侵入者が身を隠さないように、樹種の選定及び植栽の位置に配慮するとともに、繁りすぎて死角が生じないように定期的な剪定、伐採を実施

(4) 屋外機器の適切な場所への設置

屋外に設置する機器や物置等については、侵入の足場とならないように適切な場所に設置

(5) 住宅地内における空地・空家の管理対策

空地・空家の所有者等は、定期的な雑草の処理、不要物の放置があった場合の速やかな除去等、犯罪の防止に配慮した適切な管理に留意するほか、自ら管理することが困難な場合には、管理会社・近隣住民等へ依頼する等の措置を講じる。

2 犯罪の防止に配慮したすまい方

(1) 近隣及び地域単位での取組の推進

隣戸と共同して行う取組

防犯性の向上に当たっては、隣戸と共同して、センサーライトの設置や植栽の刈り込み、清掃等を実施

地域で行う取組

外出時における近隣住民への声掛けや、面識のない通りすがりの人等に対する問いかけ等、地域が連携して犯罪を防止

(2) 戸締まり等

戸締まり

外出する場合や就寝する場合には、出入口や窓（特に小窓や便所、浴室の窓等）及び門扉等の戸締まりを確認

鍵の携行

外出する場合には、鍵を敷地内に保管することなく携行

3 自主防犯体制の確立による活動等

(1) 管理組合等を中心とした自主防犯活動の推進

共同住宅の全ての居住者及び住宅の管理者又は住宅地内の全ての居住者が住宅・住宅地の構造及び防犯設備等の種類や機能を十分に理解するとともに、共同住宅の管理組合や住宅地内の防犯グループ等を中心とした自主防犯活動を推進

(2) 管轄警察署等との連携

管轄警察署等との連携に努め、犯罪発生状況等の情報を有効に活用

(3) 安全で安心な魅力あるまちづくりの推進

これから高齢化が進んでいく中で、地域の見守りサービスやコミュニティビジネスの誘導自体が、防犯性を高めることにつながるため、地域の福祉や景観づくりなど安全で安心な魅力あるまちづくりの活動を推進

- 1 「防犯建物部品等」とは、「防犯性能の高い建物部品の開発・普及に関する官民合同会議」が公表している「防犯性能の高い建物部品目録」に掲載された建物部品等、工具類等の侵入器具を用いた侵入行為に対して、騒音の発生を可能な限り避ける攻撃方法に対しては5分以上、騒音の発生を許容する攻撃方法に対しては、騒音を伴う攻撃回数7回（総攻撃時間1分以内）を超えて、侵入を防止する防犯性能を有することが、公正中立な第三者機関により確かめられた建物部品をいう。
- 2 「防犯灯」は通学路や生活道路での犯罪防止などを目的に設置されるものである。類似のものとして、道路交通の安全や円滑な利用を図ることを目的に、交差点や横断歩道等に「道路照明施設設置基準」に基づき、道路管理者が設置する交通安全施設の一つである「道路照明灯」がある。

犯罪の防止に配慮した深夜営業店舗に係る措置に関する指針骨子案

第 1 通則

1 目的

深夜営業店舗の設備、従業者の勤務体制等、防犯上配慮が必要な事項を示すことにより、深夜営業店舗及びその周辺における犯罪の防止が図られ、県民が安全、安心に暮らせる地域社会を形成

2 基本的な考え方

(1) 深夜において物品販売業その他の営業を営む者が、当該営業のために使用する店舗が対象

特に次の営業形態や設置環境にある深夜営業店舗は、強盗等の犯罪発生の危険性を考慮し、防犯体制の整備・充実について十分に配慮

ア 夜間の従業者が少人数

イ 施設出入口から現金保管場所までが比較的接近しており、多額の現金を保管

ウ 店舗が道路に面し、店舗周辺に駐車場を設置

(2) 深夜営業店舗の営業・管理者に対し、当該店舗及びその周辺における防犯上配慮が必要な事項を示すもの

(3) 何らかの義務を負わせ、又は規制を課すものではない。

(4) 本指針に示す項目の適用については、関係法令等との関係、管理体制の整備状況等を踏まえて検討が必要

(5) 本県は、大都市部から中山間地域にいたる多様な地域特性を有することから、指針の適用に当たっては、地域の実情や特性に応じて、特に必要な事項に重点的に取り組んだり、適宜創意工夫を加える。

(6) 社会状況の変化、技術の進展等を踏まえ、必要に応じて見直し

第 2 配慮すべき事項

1 防犯責任者

(1) 深夜営業店舗の営業・管理者は、各店舗ごとに防犯責任者を指定

(2) 防犯責任者や深夜営業店舗の経営・管理者は、次に掲げる事項に取組

防犯設備の点検整備

従業者に対する防犯指導・訓練の計画的実施

ア 防犯設備等の操作要領を習熟させ、特に採用時の指導を徹底

イ 従業者への定期的かつ反復した防犯指導

ウ 従業者の任務分担、警察への通報要領等の指導や年 1 回以上の防犯訓練

エ 非常時は、人命尊重と警察への迅速な通報を基本に、事態を的確に判断して

冷静沈着な対応を指導

110番通報要領の策定及び備え付け

警察や地域の防犯関係機関・団体等との連携及び防犯情報の交換など

2 防犯のための設備の設置等

(1) 深夜営業店舗の営業・管理者は、事務室、倉庫等の客の立入禁止場所の確実な施錠に努めるほか、次の防犯設備等を設置

店舗内

- ア 防犯カメラ（死角がないように配置）
- イ 店舗出入口に対する来客感应装置
- ウ カウンター周辺への防犯ベル等の警報装置
- エ 防犯ミラー
- オ 警備業者等への通報装置
- カ カラーボール等直ちに使用可能な防犯機材

店舗外

- ア 防犯カメラ（駐車場等の店舗外を監視）
- イ 通報装置と連動して点滅する等の構造を持つ赤色灯等の表示装置

(2) 深夜営業店舗の営業・管理者は、次のとおり店舗の構造等について配慮
見通しの確保

- ア 店舗内は、常に整理整頓し、通路等に障害物を置かない。
 - イ 出入口ドア、窓ガラスには、内部の見通しを妨げるようなシール、ポスター等を貼付せず、店舗外からの見通しを確保
 - ウ 駐車場等店舗周辺の照明設備を整備、充実
- カウンターの位置等
- ア カウンターは、店舗内外から見通しの良い場所に設置
 - イ レジは、カウンター越しに手が届かないように配置

3 警戒要領

深夜営業店舗の営業・管理者、その従業員等による警戒要領は、主に次のとおり

(1) 複数人による勤務体制

(2) 不審な来店客や店舗周辺における不審車両の早期発見のほか、ヘルメット等で顔を覆ったまま入店する等、特異な行動をとる者へ声をかける等、常に店舗内外の警戒に配慮

4 現金管理

深夜営業店舗の営業・管理者、その従業員等による現金管理要領等は、主に次のとおり

(1) 金庫は固定式とする等、容易に持ち運びできないものとし、高額紙幣は必ずレジ

から移し替えて金庫で保管

- (2) 金庫の鍵の保管・管理は、店舗の営業・管理者が実施
- (3) レジ内の現金に上限を設けるとともに、使用するレジの数をできる限り少なくする。また、使用しないレジは、施錠を確実にしない、現金を抜き取り
- (4) 金庫に異常があった場合の通報装置を設置
- (5) 現金搬送は、複数人で実施
- (6) 店舗に現金自動預払機を設置する際は、カウンターからの監視や防犯カメラによる監視が可能な場所に設置するなど、設置管理者と連携

5 その他

- (1) 可能な限り警備業者に警備を委託し、深夜における巡回を依頼する等、店舗周辺の警戒を強化
- (2) 店舗周辺において、利用者等が生命、身体又は財産に対して危害を受けている場合や危害を受けるおそれがあると認められる場合には、警察へ通報する等、適切な措置を講ずる。
- (3) 店舗の周辺において、利用者等が長時間にわたって居座る等、近隣居住者に対する迷惑行為を防止するため、店舗周辺への定期的な水まき等、可能な限りその防止策を講じるとともに、迷惑行為がエスカレートする場合は警察へ通報
- (4) 近隣居住者との良好な関係を保つとともに、不審者についての連絡、事件発生時の通報など協力関係を醸成

犯罪の防止に配慮した道路等の構造、設備等に関する指針骨子案

第 1 通則

1 目的

道路、公園、駐車場、駐輪場(以下「道路等」という。)の構造、設備等について、防犯上配慮が必要な事項を示すことにより、県民が安全、安心に暮らせる地域社会を形成

2 基本的な考え方

- (1) 公共の場所として不特定かつ多数の人が利用する道路等が対象
- (2) 道路等及び道路等に付帯する設備の設置管理者に対し、企画、計画、設計、整備及び維持管理の際に、防犯上配慮が必要な事項を示すもの
- (3) 何らかの義務を負わせ、又は規制を課すものではない。
- (4) 本指針に示す項目の適用については、関係法令等との関係、計画上の制約、管理体制の整備状況等を踏まえて検討が必要
- (5) 本県は、大都市部から中山間地域にいたる多様な地域特性を有することから、指針の適用に当たっては、地域の実情や特性に応じて、特に必要な事項に重点的に取り組んだり、適宜創意工夫を加える。
- (6) 指針に基づく施策推進に当たっては、犯罪の発生状況や施設の整備内容、住民の要望等を勘案し、特に防犯対策を講じる必要性が高い道路等について整備が図られるよう努力
- (7) 社会状況の変化、技術の進展等を踏まえ、必要に応じて見直し

第 2 配慮すべき事項

1 道路

(1) 歩道・車道

道路構造や利用形態を勘案し、歩道と車道を分離

ア 柵（ガードレール等）、植栽、縁石等により、歩道と車道を分離

イ 駐車場への出入口等については、歩道と車道の完全な分離が行えないため、その範囲は最低限度とする。

(2) 植栽・工作物

道路の植栽や工作物の設置に際しては、周囲からの見通しを確保

ア 道路上の柵、並木、道路標識、看板、防犯灯（ 1 ）等の配置、構造については見通しの確保に留意

イ 違法に駐車した自動車、不法投棄された廃自動車も見通しを妨げるので、注意が必要

ウ 狭い道路に面した家屋は、建替等の際に、壁面の後退、角地の隅切りを実施

周囲からの見通しを妨げないように、植栽の剪定や除草を実施
植栽は、殺風景になりがちな道路空間に潤いを与える反面、管理がおろそかになると、植栽が生い茂り、歩道の状況確認が困難となるので注意が必要

(3) 照明設備

防犯灯等により、夜間において人の行動を視認できる程度以上の照度（ 2 ）を確保

ア 広告灯や家庭の門灯等も照度を確保する上で有効

イ 照明が樹木に覆われると、十分な機能が維持できないため、適宜点検

(4) 地下道

外部からの見通しが悪いため、特に犯罪発生の危険性が高いことに留意

ア 人の行動を視認できる程度以上の照度を確保

イ 必要に応じ緊急通報装置を設置

ウ 緊急通報装置の点検整備に努めるほか、地域が一体となった訓練の必要性にも留意

2 公園

(1) 植栽

周辺からの見通しの確保に配慮して樹種を選定、配置するとともに、下枝等が見通しを妨げないように剪定や除草を実施

ア 高木は樹冠の高い樹種を選定

イ 繁茂や枝振りにより視線を遮らないよう配置

ウ 生垣・低木の樹冠を大抵の人が反対側を見通せる高さ（120cm程度）に剪定

エ 高木は、大人の視線が確保される高さ（200cm程度）まで下枝を刈り込み

周辺からの見通しが確保できない大規模な公園においては、園路の見通しの確保に配慮して樹種を選定、配置するとともに、下枝等が見通しを妨げないように剪定や除草を実施

(2) 遊具・ベンチ

周辺から見通すことができない空間を作らないように遊具等を選定、配置

ア 親が子どもの姿を自然に捉えられるよう、遊具とベンチの位置を調整

イ 極力死角を作らないものを選定し、周辺から見通すことができない空間をつくらぬよう配置

(3) 照明設備

周辺状況等を考慮し、必要に応じて夜間において人の行動を視認できる程度以上の照度を確保

ア 夜間においても通勤通学等に利用される園路については、照明灯により、夜間

において人の行動を視認できる程度以上の照度を確保

イ 必要照度を確保するため、照明を妨げている樹木の剪定や、植栽、遊具の移設等により、照度を改善

(4) トイレ

公園内に便所を設置する場合は、次の事項に配慮

ア 園路等から近い場所等、周囲からの見通しが確保された場所に設置

イ 夜間も利用可能な便所は、建物の入口付近及び内部において人の顔、行動を明確に識別できる程度以上の照度（ 3 ）を確保

ウ 周囲からの見通しの悪い位置に設置されている便所には、必要に応じて、便所の各個室に緊急通報装置、防犯ベル、赤色灯等を設置

3 駐車場・駐輪場

(1) 配置

多くの人の目を自然な形で確保できるよう、できる限り周囲からの見通しが確保できる場所に配置

ア 建物の背後や一段高い場所など、死角となる位置を避ける。

イ 人通りの多い道路や人の滞留する居室の窓に面した位置等に配置

侵入の足場にならないよう、隣接する建物の窓やベランダに近接した所に、屋根を配置しない。

(2) 塀、柵又は垣等

入口以外からの侵入を防止するため、できる限り容易に侵入できない構造の塀、柵又は垣等を設置

できる限り見通しのきく構造を採用

ア ブロック塀はできる限り避け、メッシュフェンス等とする。

イ 屋内に設置する場合には、構造上支障のない範囲において、外部から内部を見通すことが可能な開口部を確保

侵入の足場にならない構造、高さを採用

(3) 出入口

施設の規模に応じて、自動ゲート管理システムを設置。その際、管理人詰所を設置する等により、入口で入場者を管理

(4) 照明設備

夜間あるいは屋内において人の行動を視認できるよう、光害にも注意しつつ照明設備により、必要な明るさを確保

ア 夜間においては、人の行動を視認できる程度以上の照度

イ 屋内においては、駐車スペースの床面において2ルクス以上、車路の路面において10ルクス以上

ウ 防犯カメラ、防犯ミラー等を設置する場合は、それが機能する照度

工作物や樹木等による影が場内にできる限り生じないように配置

(5) 標識

防犯に配慮した構造、設備等を有する施設であることを入口部分に表示
「車内に貴重品を残したまま車から離れない」「車の窓を開放しておかない」と表示する等、犯罪に対する注意を喚起

(6) その他

監視の及ばない部分が生じる場合は、防犯カメラ、防犯ミラー、人感センサー付照明、防犯ブザー等を設置するほか、管理人の詰所を設置して、防犯カメラ等の監視や定期巡回を励行

死角を作ったり、侵入の足場となるような位置に、物置、空調屋外機等を置かない。

死角を作ったり、照明の光を遮らないよう樹木を剪定

防犯設備が汚損せず、正常に作動するよう点検整備

駐輪場においては、チェーン用バーラックやサイクルラック等、自転車を固定する装置を設置

管理人が不在となる状況や場内の事故・盗難等に当方は一切責任を負いませんという管理人が責任を放棄した状況をできる限り避け、管理人の監視が行き届くよう努力

第3 地域住民に愛着を持ってもらえる施設づくり

地域住民に愛着を持ってもらえる施設とすることで、犯罪が起こりにくくなると考えられることから、次の事項に配慮

ア 植栽、フラワーポットの設置、壁面の緑化等により、環境を美化

イ 整理清掃、落書きの消去等に努め、施設を良好な状態に維持

ウ 「電球の玉切れ等、施設内の維持管理上の問題は、施設の設置管理者 までご連絡下さい」等の標識を設置

エ アドプト制度（ 4 ）の導入等により、地域住民が行政と協働して、道路等の清掃、美化活動に積極的に参加する機会を設ける等、住民参加の方法を工夫

1 「防犯灯」は通学路や生活道路での犯罪防止などを目的に設置されるものである。類似のものとして、道路交通の安全や円滑な利用を図ることを目的に、交差点や横断歩道等に「道路照明施設設置基準」に基づき、道路管理者が設置する交通安全施設の一つである「道路照明灯」がある。

2 「人の行動を視認できる程度以上の照度」とは、4メートル先の人の拳動、姿勢等が識別できる程度以上の照度（平均水平面照度（床面又は地面における平均照度）が概ね3ルクス以上）をいう。

3 「人の顔、行動を明確に識別できる程度以上の照度」とは、10メートル先の人の顔、行動が明確に識別でき、誰であるか明確に分かる程度以上の照度（平均水平面照度（床面又は地面における平均照度）が概ね50ルクス以上）をいう。

4 「アドプト制度」とは、道路等の公共施設の一部の区域、空間を「養子」とみなして、地域住民団体、企業等が「里親」となり、「養子」となった施設を保守管理していく制度をいう。

今後のスケジュールについて（案）

時期	地域安全まちづくり審議会	企画部会	推進計画	指 針
5月	5/26 第1回全体会（諮問）			
6月		6/20 第1回		骨子素案
7月		7/19 第2回		骨子案
8月		8/11 第3回	骨子素案 ↓ 委員意見を踏まえ修正	↓ 委員意見・市町等からの意見踏まえ修正
9月	第2回全体会（中間報告） □ □		→	県民意見提出手続 ↓ 策定
10月				
11月		2回程度	骨子案	
12月	第3回全体会（答申） □ □		→ 県民意見提出手続 ↓ 策定	